資料４

令和５年２月現在

東部大阪(交野市)都市計画総括図

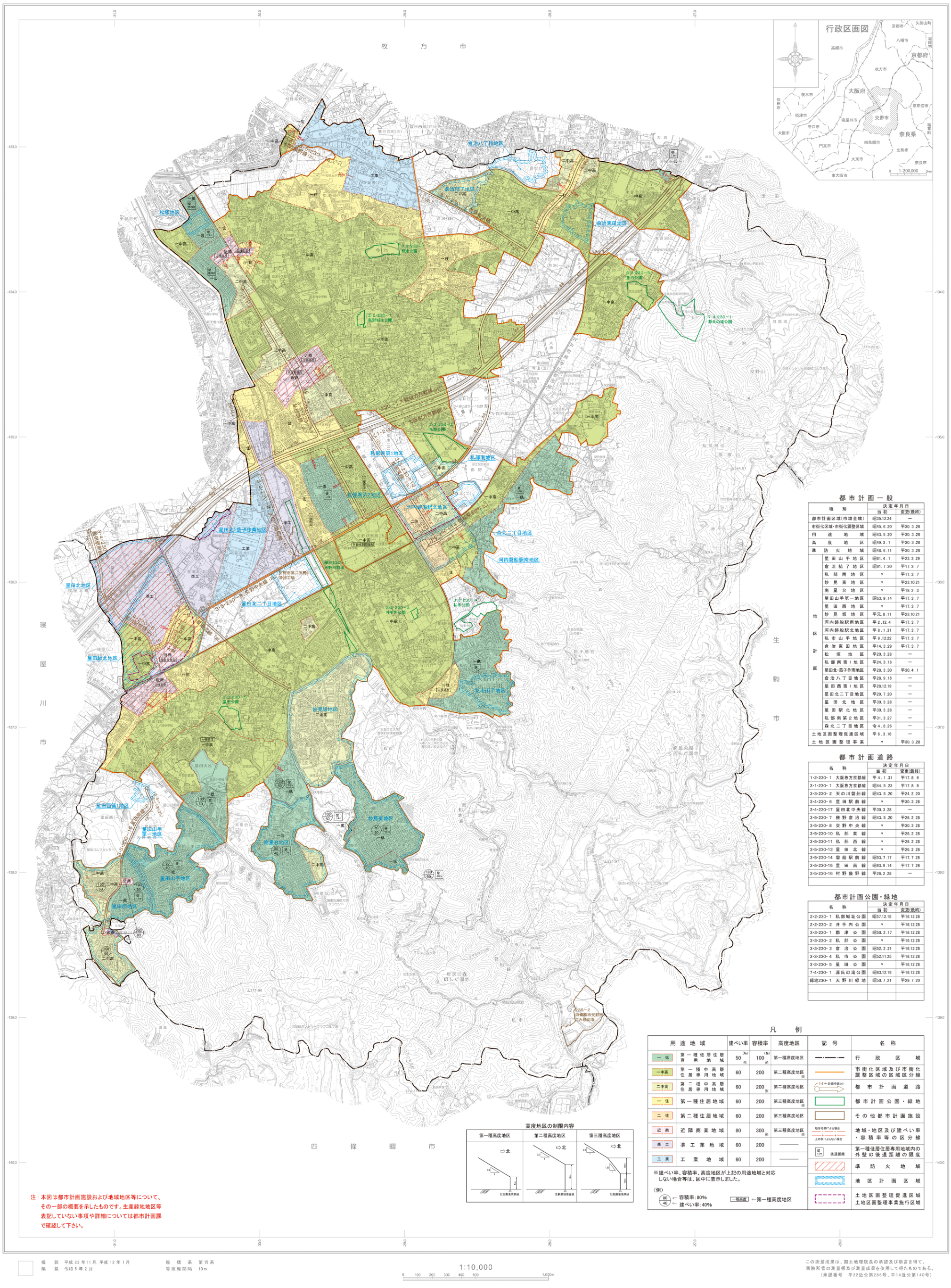

磁北・方眼北・真北の関係位置を示し実際の角度とは異なります。

都市計画一般

種別		決定年月日 当初	決定年月日 変更(最終)
都市計画区域(市域全域)		昭35.12.24	—
市街化区域・市街化調整区域		昭45. 6.20	平30. 3.28
用途地域		昭43. 5.20	平30. 3.28
高度地区		昭49. 3. 1	平30. 3.28
準防火地域		昭48. 6.11	平30. 3.28
地区計画	星田山手地区	昭61. 4. 1	平23. 3.29
	倉治結了地区	昭61. 7.30	平17. 3. 7
	私部南地区	〃	平17. 3. 7
	妙見東地区	〃	平23.10.21
	南星台地区	〃	平18. 2. 3
	星田西地区	昭63. 9.14	平17. 3. 7
	妙見坂地区	〃	平17. 3. 7
	河内磐船駅南地区	平元. 8.11	平23.10.21
	河内磐船駅北地区	平 2.12.4	平17. 3. 7
	私市山手地区	平 8. 1.31	平17. 3. 7
	倉治東田地区	平 9.12.22	平17. 3. 7
	松塚地区	平14. 3.29	平17. 3. 7
	私部南第1地区	平20. 3.28	—
	星田北地区	平24. 3.16	—
	星田北・茄子作南地区	平28. 3.30	平30. 4. 1
	倉治八丁目地区	平28. 9.16	—
	星田西第1地区	平28.12.19	—
	星田北二丁目地区	平29. 7.20	—
	星田北地区	平30. 3.28	—
	星田駅北地区	平30. 3.28	—
	私部南第2地区	平31. 3.27	—
	森北二丁目地区	令4. 8.26	—
土地区画整理促進区域		平 6. 3.16	—
土地区画整理事業		〃	平30. 3.28

都市計画道路

名称	決定年月日 当初	決定年月日 変更(最終)
1・2・230－1 大阪枚方京都線	平 4. 1.31	平17. 8. 9
3・1・230－1 大阪枚方京都線	昭44. 5.23	平17. 8. 9
3・3・230－2 天の川磐船線	昭43. 5.20	平24. 2.20
3・4・230－6 星田駅前線	〃	平30. 3.28
3・4・230－17 星田北中央線	平30. 3.28	—
3・5・230－7 堅野倉治線	昭43. 5.20	平26. 2.28
3・5・230－8 交野中央線	〃	平30. 3.28
3・5・230－10 私部東線	〃	平26. 2.28
3・5・230－11 私部西線	〃	平26. 2.28
3・5・230－13 星田北線	〃	平26. 2.28
3・5・230－14 磐船駅前線	昭53. 7.17	平17. 7.26
3・5・230－15 星田南線	昭63. 9.14	平17. 7.26
3・5・230－16 村野堅野線	平26. 2.28	—

都市計画公園・緑地

名称	決定年月日 当初	決定年月日 変更(最終)
2・2・230－1 私部城址公園	昭57.12.15	平16.12.28
2・2・230－2 井手内公園	〃	平16.12.28
3・3・230－1 都津公園	昭50. 2.17	平16.12.28
3・3・230－2 私部公園	〃	平16.12.28
3・3・230－3 倉治公園	昭52. 2.21	平16.12.28
3・3・230－4 私市公園	昭52.11.25	平16.12.28
3・3・230－5 星田公園	〃	平16.12.28
7・4・230－1 源氏の滝公園	昭63.12.19	平16.12.28
緑地230－1 天野川緑地	昭50. 7.21	平29. 7.20

凡例

用途地域		建ぺい率	容積率	高度地区
一低	第一種低層住居専用地域	50(%)※	100(%)※	第一種高度地区
一中高	第一種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区※
二中高	第二種中高層住居専用地域	60	200※	第二種高度地区
一住	第一種住居地域	60	200	第三種高度地区※
二住	第二種住居地域	60	200	第三種高度地区
近商	近隣商業地域	80	300※	第三種高度地区※
準工	準工業地域	60	200	
工業	工業地域	60	200	

※建ぺい率、容積率、高度地区が上記の用途地域と対応しない場合等は、図中に表示しました。

(例) 80/40 ← 容積率:80% / ← 建ぺい率:40%　一種高度 ← 第一種高度地区

記号	名称
	行政区域
	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分線
14 ← 計画巾員(m)	都市計画道路
	都市計画公園・緑地
	その他都市計画施設
地形地物による場合 / 上の例によらない場合	地域・地区及び建ぺい率・容積率等の区分線
壁 1.0m 後退距離	第一種低層住居専用地域内の外壁の後退距離の限度
	準防火地域
	地区計画区域
	土地区画整理促進区域 / 土地区画整理事業施行区域

高度地区の制限内容

注：本図は都市計画施設および地域地区等について、その一部の概要を示したものです。生産緑地地区等表記していない事項や詳細については都市計画課で確認して下さい。

撮影　平成22年11月、平成12年1月
編纂　令和5年2月

座標系　第Ⅵ系
等高線間隔　10m

1:10,000

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号　平22近公第286号、平14近公第140号）

株式会社 武揚堂調製